



保育所(園)・幼稚園・認定こども園・小規模保育園

保育所(園)・認定こども園・小規模保育園

問 福祉課 ☎59-2148 FAX57-7185

● 保育所(園)

保護者の就労または病気などの理由により家庭で保育ができないとき、保護者にかわって就学前までの子どもを預かる施設です。

● 認定こども園

幼稚園と保育園の機能を併せ持つ就学前までの子どもを預かる施設です。

● 小規模保育園

保護者の就労または病気などの理由により家庭で保育ができないとき、保護者にかわって子どもを預かる施設です。0歳児から2歳児クラスまでの子どもを対象に保育を行います。

	園名	所在地	電話番号	入所受入 (※)	特別保育事業			
					延長	一時	園庭解放	電話相談
保育所(園)	大竹保育所	白石1-14-15	52-2268	0歳		○	○	○
	玖波保育所	玖波5-8-5	57-7307	0歳	○		○	○
	知恩保育園	玖波3-11-12	57-7322	0歳	○	○	○	○
認定こども園 (保育所部分)	ひまわりさかえこども園	西栄3-12-23	52-2522	0歳	○	○	○	○
	フルムーン インターナショナル こども園おおたけ	東栄1-8-33	30-9015	0歳	○	○	○	○
	小方認定こども園	小方1-11-1	59-3000	0歳	○	○	○	○
小規模保育園	こぐま園	油見1-15-8	93-2647	0歳			○	○

※ 0歳の乳児は保育所(園)によって入所(園)可能時期が異なります。詳しくは福祉課までお問い合わせください。

〈以下は広告スペースです〉



●特別保育事業など(※ 日曜・祝日・年末年始を除く)

	延長保育	一時預かり	園庭開放	オープンデー	育児電話相談
内容	通常保育の保育時間を超えて保育します。保育料とは別に負担金が必要になります。各所(園)に問い合わせてください。	保護者が仕事や急病・通院、または冠婚葬祭などで保育が一時的にできないときやリフレッシュのために、児童を所(園)へ預けることができます。詳細及び申込みについては、一時預かりを実施している所(園)へ直接お問い合わせください。	入所(園)前の子どもと保護者の遊び場として、各所(園)の園庭をご利用ください。	入所(園)前の子どもと保護者を所(園)に招待する日です。子育てをしている方同士の交流の場や子ども同士の遊び場として、ご利用ください。	入所(園)前の子どもの保護者や地域の皆さんが抱えている子育てに関する不安や悩みに保育士が答えします。
対象	入所(園)している児童のうち、保護者の勤務時間や通勤時間のため通常の保育時間を超えて保育が必要な児童	市内に居住実態のある所(園)に入所(園)していない乳幼児	保護者同伴で参加できる乳幼児	保護者同伴で参加できる乳幼児	—

✿入所(園)の条件

保護者が次の要件に該当する認定を受けていること。

- 1.月48時間以上の就労をしていること。
※ 農業の場合、経営者が農業により収入を得ていることが条件です。
- 2.病気や怪我、または精神や身体に障害があること。
- 3.同居の親族(長期入院などをしている親族を含む)を常時介護、看護または付添いしていること。
- 4.震災、風水害、火災その他災害の復旧に当たっていること。
- 5.求職活動を継続的に行っていること。
※ 認定後90日以内に月48時間以上の就労を開始することが条件です。
- 6.通学していること(学校教育法に規定された学校など、職業訓練校における職業訓練)。
- 7.下の子の出産の直前か直後であること。
- 8.その他保育が必要な場合。

✿入所(園)手続きについて

所定の様式に記入し、福祉課に提出してください。書類審査などの結果、子どもの保育が必要と認められた場合に、保育の必要性の高い子どもから入所(園)案内を行います。

(以下は広告スペースです)



こころをはぐくみ
せかいがひろがる

ち ねん

見学・相談 いつでも
社会福祉法人 知恩保育園 一時保育・延長保育 実施中
こども誰でも通園制度はじまります

<https://chionkai.or.jp/> 大竹市玖波3丁目11-12 TEL 0827-57-7322

●入所申込みの受付期間

4月入所(園)を希望する場合は、大竹市が定める期間(市広報・市ホームページでお知らせします。)に申込みをしてください。5月以降に入所(園)を希望する場合は、入所(園)希望月の前月10日までに申込みをしてください。

✿ 保育料

保育所(園)保育料は、原則として保護者(子どもの父母)の市民税課税額によって決定します。4～8月の保育料は、前年度市民税課税額、9～3月の保育料は当該年度市民税課税額により算定します。

●保育料無償化について

保育所(園)・認定こども園(保育所部分)を利用している3歳児から5歳児までの子ども、幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)を利用している満3歳児から5歳児までの子どもの保育料が無償となります。ただし、給食費(主食費・副食費)・延長保育料・保護者会費については、無償化の対象外になり、保護者に負担していただきます。

また、保育所(園)・認定こども園(保育所部分)・小規模保育園を利用している0歳児から2歳児までの子どものうち非課税世帯は、保育料が無償となります。

●保育所(園)・認定こども園(保育所部分)・小規模保育園を利用している0歳児から2歳児までの子どもの保育料の軽減について

- ①同一世帯の就学前までの子どもが同時に2人以上利用している場合、同一世帯の2人目の子どもの保育料が半額、3人目の子どもの保育料が0円になります。また、子どもの属する世帯の市民税額が57,700円以下の世帯は子どもの年齢にかかわらず同一世帯の2人目の子どもの保育料が半額、3人目以降の子どもの保育料が0円になります。
- ②ひとり親世帯や在宅障害児(者)のいる世帯の市民税額が77,100円以下の場合、子どもの年齢にかかわらず、同一世帯の2人目以降の子どもの保育料が0円になります。

●副食費の免除

保育所(園)・認定こども園(保育所部分)を利用している3歳児から5歳児までの子どものうち、年収360万円未満相当世帯の子どもと、第3子以降の子ども(小学校就学までの子どもでカウントします。)については、副食費を免除します。

また、幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)を利用している満3歳児から5歳児までの子どものうち、年収360万円未満相当世帯の子どもと、第3子以降の子ども(小学校3年生までの子どもでカウントします。)については、副食費を免除します。

(以下は広告スペースです)



『生きる力を養う保育』
みて きてい ふれて かんじて
かんがえ ちょうせんするこども

ホームページあります➡

社会福祉法人ひまわり福祉会

幼保連携型認定こども園
ひまわりさかえこども園

電話 0827-52-2522 大竹市西栄三丁目12-23

子育ての情報交換や親子や親同士の交流の場
大竹市さかえ子育て支援センター 併設

電話 0827-53-9766

園見学大歓迎!!



幼稚園

問 福祉課 ☎59-2148 FAX57-7185

一般に3歳から5歳児が通い、1日4時間を標準に教育を目的とした遊びを通じ、心身の発達を助長することを目的とする施設です。

●認定こども園(幼稚園部分)

	園名	所在地	電話番号	入園対象
私立	ひまわりさかえこども園	西栄3-12-23	52-2522	3歳児以上
	フルムーンインターナショナルこども園おおたけ	東栄1-8-33	30-9015	3歳児以上
公立	小方認定こども園	小方1-11-1	59-3000	3歳児以上

●私学助成幼稚園

	園名	所在地	電話番号	入園対象
私立	大竹中央幼稚園	油見1-16-14	53-1144	満3歳児以上

※ 保育の必要性のある3歳児から5歳児までの子どもの預かり保育料が無償化の対象となります。(要申請)

満3歳児から5歳児までの子どもで一定の条件を満たす場合、副食費も無償になります。

※ 市外の私学助成幼稚園に通われている場合も助成対象となります。(詳しくは、総務学事課 ☎59-2185 FAX57-7124までお問い合わせください。)

認可外保育園

問 福祉課 ☎59-2148 FAX57-7185

阿多田保育園(令和6年度から休園)

年度の4月1日現在満2歳以上で阿多田島に居住している子どもまたは阿多田島に勤務している保護者の子どもを保育します。

所在地	阿多田403-9
電話	53-7062

(以下は広告スペースです)



大竹中央幼稚園

大竹市油見1-16-14

☎ (0827) 53-1144

FAX(0827) 53-1244